肥料コスト低減体系緊急転換事業Q&A (令和4年12月8日現在)

※ 令和4年5月20日からの更新箇所は下線部分になります。

【1 総論】

- 問1-1 本事業の趣旨は何ですか。
- 問1-2 本事業の対象期間はいつからいつまでですか。
- 問1-3 本事業において、交付額に制限はありますか。
- 問1-4 本事業において、取組面積に制限はありますか。

【2 事業実施主体】

- 問2-1 本事業における事業実施主体の役割は何ですか。
- 問2-2 事業実施主体になるためには、どのような要件を満たす必要がありますか。
- 問2-3 都道府県協議会について、都道府県が構成員として参画していれば、他の組織 が事務局を担ってもよいですか。
- 問2-4 事業実施主体は公募で選ばれるのですか。
- 問2-5 事業実施主体の構成員として都道府県が必須となっている一方、地方農政局長 等が特に認める場合は、この限りでないとありますが、どのような場合を想定 しているのですか。
- 問2-6 既存の協議会が事業実施主体として取り組むことは可能ですか。
- 問2-7 都道府県協議会による推進事業を地域農業再生協議会等に委託することは可能 ですか。
- 問2-8 地方農政局長等への承認申請を先行させ、都道府県協議会の総会(規約変更等)は後にしてもよいですか。いつまでに地方農政局長等の承認を得ればよいですか。
- 問2-9 都道府県協議会に対する事務経費の補助はありますか。
- 問2-10 交付決定前着手届はいつから提出可能ですか。
- 問2-11 都道府県協議会を設立したものの取組実施者の申請がなかった場合、本事業に 要した経費は補助対象になりますか。
- 問2-12 都道府県や市町村における予算措置は不要との理解でよいですか。
- 問2-13 都道府県協議会の事務局が県である場合、県費が入らなくても予算化する必要 があるのですが、いつの補正で対応すればよいですか。
- 問2-14 推進事業は実施しますが、補助金を活用しなくてもよいですか。
- 問2-15 推進事業の実施に当たり、都道府県協議会の事務局となる団体の正規職員や嘱託職員に賃金を支払うことはできますか。基本給を期間按分した場合、補助対象になりますか。
- 問2-16 推進事業の実施に当たり、事務員を雇用する場合、派遣の方でもよいですか。
- 問2-17 交付申請の前に事業実施計画の承認はしなくてもよいのですか。
- 問2-18 取組実施者への補助金の支払はいつまでに行えばよいですか。

問2-19 都道府県協議会は、低減計画書の妥当性や事業の実施状況について評価を行う とのことですが、適否を判断する上での基準は何かありますか。

【3 取組実施者】

- 問3-1 取組実施者になるためには、どのような要件を満たす必要がありますか。
- 問3-2 取組実施者として、具体的にどのようなところを想定していますか。
- 問3-3 都道府県協議会の一員が取組実施者になることはできますか。
- 問3-4 農業者が取組実施者のもと本事業に参加するためには、どのような要件を満た す必要がありますか。
- 問3-5 自家利用する牧草を栽培する場合でも本事業に参加することはできますか。
- 問3-6 取組実施者のもと参加する農業者は、全員が同じ技術に取り組む必要がありま すか。
- 問3-7 取組実施者に対する事務経費の補助はありますか。
- 問3-8 取組実施者が参加農業者からのオーダーを取りまとめて、業者に発注する場合、取組実施者と参加農業者間の支払事務の負担軽減のために、参加農業者からの費用徴収と参加農業者への補助金の支払を相殺し、交付された補助金を取組実施者どまりにすることは可能ですか。
- 問3-9 取組実施者が参加農業者からのオーダーを取りまとめて、業者に発注・支払を 行うか、参加農業者が個々に業者に発注・支払を行うか、選択することはでき ますか。
- 問3-10 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除について、どのような場合に該当しますか。

【4 土壌診断】

- 問4-1 土壌診断に係る要件、補助内容、補助率はどうなっていますか。
- 間4-2 具体的にどのような経費が補助対象となりますか。
- 問4-3 土壌診断において、必須としている分析項目はありますか。
- 問4-4 土壌診断において、分析点数に制限はありますか。
- 問4-5 簡易土壌診断とは、どのレベルの分析方法を想定していますか。
- 問4-6 土壌分析装置を購入することはできますか。
- <u>問4-7</u> 取組実施者が参加農業者のために、取組実施者の所有物として土壌分析装置を 購入することはできますか。
- 問4-8 土壌診断を外部機関に発注する場合、相見積もりは必要ですか。
- 問4-9 取組実施者が当該取組実施者の参加農業者の土壌診断を実施した場合、補助対象になりますか。
- 問4-10 土壌診断は、都道府県協議会が交付決定前着手届を提出すれば、実施してもよいですか。
- 問4-11 すでに土壌診断を無料で実施した場合、本事業でも土壌診断を実施したことに なりますか。
- 問4-12 土壌診断も「肥料コスト低減等に資する技術」と同じように「新たに行う」場合に補助対象となるのですか。

- 問4-13 土壌センサ搭載型可変施肥田植機を使用した場合、土壌診断を実施したことに なりますか。
- 問4-14 今作のために行う土壌診断と、次期作のために行う土壌診断の両方を申請する ことはできますか。
- 問4-15 同じほ場で土壌診断を「基肥の施用前」と「追肥の施用前」に各々実施した場合、補助対象になりますか。
- 問4-16 土壌診断と技術導入を併せて取り組む場合、それぞれの取組は同一のほ場で実施しなければいけませんか。
- 問4-17 土壌診断の結果、施肥が不要となり、想定していた技術導入をする必要がなくなった場合、事業を実施したことになりますか。
- 問4-18 土壌診断に係る経費が発生しない場合でも事業を実施したことになりますか。
- 問4-19 窒素、リン酸、カリに係る土壌診断を無料で実施してもらっている場合、微量 要素について、別のところに委託した場合は補助対象になりますか。
- 問4-20 これまで土壌診断や施肥設計の相談を無料で実施していましたが、新たに料金 設定をした場合は対象になりますか。
- 問4-21 参加農業者から施肥設計の相談を受けるために必要な要件はありますか。
- 問4-22 施肥設計の相談料に係る基準はありますか。
- 問4-23 施肥設計の見直しを行う際、専門家に必ず相談する必要がありますか。
- 問4-24 取組実績報告書を提出する際、土壌診断の結果や施肥設計の見直しの結果を添付する必要はありますか。
- 問4-25 土壌診断のみを行う場合、取組実績報告書はどのような内容となりますか。

【5 肥料コスト低減等に資する技術】

- 問5-1 「肥料コスト低減等に資する技術」に取り組むための要件は何ですか。
- 問5-2 「肥料コスト低減等に資する技術」とは具体的にどのようなものを想定していますか。
- 問5-3 低コスト肥料や国内地域資源活用肥料に切り替える場合、切替割合に制限はありますか。
- 問5-4 低コスト肥料や国内地域資源活用肥料について、肥料コストの低減割合や国内 の地域資源の含有割合に制限はありますか。
- 問5-5 土壌改良資材や微生物資材の施用も「肥料コスト低減等に資する技術」の対象 になりますか。
- 問5-6 本事業での肥料、土壌改良資材とは、どのようなものを指しますか。
- 問5-7 「肥料コスト低減等に資する技術」に取り組むに当たり、作物に制限はありま すか。
- 問5-8 「新たに行う」とは具体的にどのような場合のことをいうのですか。
- 問5-9 堆肥をペレット化したものに変更した場合、堆肥の種類を変更したとして、 「新たに行う」に該当しますか。
- 問5-10 牛ふん堆肥でもバークや杉皮等、堆肥の中身(配合)を変更した場合、堆肥の 種類を変更したとして、「新たに行う」に該当しますか。

- 問5-11 輪作体系の場合、同一ほ場で毎年作物が変わりますが、この場合も作物を変更 したとして、「新たに行う」に該当しますか。
- 問5-12 「新たに行う」は、ほ場単位で判断すればよいですか。
- 問5-13 前作において、実証で「肥料コスト低減等に資する技術」を10a程度実施していますが、100aに拡大する場合は「新たに行う」に該当しますか。
- 問5-14 「肥料コスト低減等に資する技術」の補助内容、補助率はどうなっていますか。
- 問5-15 具体的にどのような経費が補助対象となりますか。
- 問5-16 肥料の購入費は、補助対象ですか。
- 問5-17 農業用機械をリースすることはできますか。
- 問5-18 農業用機械を購入することはできますか。
- 問5-19 作物を変更して「新たに行う」に該当する場合、所有している農業用機械の燃料費は補助対象になりますか。
- 問5-20 堆肥の散布代行費の中に、堆肥代と運搬費が含まれている場合には、どのよう にしたらよいですか。
- 問 5-21 100kg以上/10a施用する肥料又は土壌改良資材の運搬費の対象範囲はどこですか。
- 問5-22 参加農業者が自ら堆肥を運搬・散布する場合の費用(運搬車のガソリン代、散布する農業用機械の燃料費、メンテナンス費等)は補助対象になりますか。
- 問5-23 「鶏ふん関係肥料の施用」(基肥)で申請した場合、化成肥料(追肥)の散布 代行費等は補助対象になりますか。
- 問5-24 追肥を3回実施する場合で2回目の追肥のみ国内地域資源活用肥料に切り替える場合、1回目と3回目の追肥に係る経費(配合費等)は補助対象になりますか。
- 問5-25 前作において、基肥で窒素質肥料:有機質肥料(国内の地域資源を原料にした肥料)=5:5で配合したものを使用していた場合、今作で配合比を変更すれば(窒素:有機=2:8)、国内地域資源活用肥料への切替の対象となり、配合費は補助対象になりますか。
- 問5-26 側条施肥田植機による作業を委託する場合、田植え作業料と側条施肥作業料に 切り分ける必要はありますか(側条施肥作業料のみが補助対象となるのです か)。
- 問5-27 局所施肥に係る作業を委託する場合で、窒素質肥料以外に微量要素関係肥料も 施用する場合、微量要素関係肥料に係る作業料を切り分ける必要はあります か。
- 問5-28 JAや肥料販売業者からのオーダーにより、牛ふん堆肥と化成肥料を配合した 粒状(ペレット)肥料を製造した場合、配合して粒状化する費用は補助対象に なりますか。
- 問5-29 BB肥料の原料を国内地域資源である鶏ふん燃焼灰由来PK肥料粒に置き換えた場合、配合費は補助対象になりますか。
- 問 5 30 肥料工場が、国内地域資源活用肥料とその他の肥料を配合した場合、当該工場が補助金を受け取ることは可能ですか。

- 問5-31 堆肥をペレット化した場合の粒状化に要する費用は補助対象になりますか。
- 問5-32 肥料コスト低減技術の導入の参考にするために、現地調査を実施した場合、補助対象になりますか。
- 問5-33 取組の一部を外部機関に委託・発注する場合、相見積もりは必要ですか。
- 問5-34 農業用機械をレンタル、リースする場合、相見積もりは必要ですか。
- 問5-35 肥料散布の委託を取組実施者内の参加農業者同士で実施してもよいですか。
- 問5-36 地域で点的に取り組まれている優良事例を面的に広めるような取組は対象になりますか。
- 問5-37 前作に実施していた場合は対象外とのことですが、どのように確認するのですか。
- 問5-38 明らかに業として作物を栽培しているとは言い難い農業者は対象外とのことで すが、どのように確認するのですか。

【6 検討会開催、情報発信】

- 問6-1 肥料コスト低減体系への転換確立に向けた検討会は、必ず開催する必要がありますか。
- 問6-2 肥料コスト低減効果の情報発信では、どの程度の発信を行えばよいですか。
- 問6-3 肥料コスト低減効果の情報発信では、参加農業者の取組ごとに発信を行う必要がありますか。
- 問6-4 令和4年秋に令和5年産水稲のために土壌診断と堆肥の施用を実施した場合、 転換実証の結果が出ていませんが、そのような場合は何を情報発信すればよい のですか。
- 問6-5 肥料コスト低減効果を確認するために、生育・収量・品質調査を実施した場合、補助対象になりますか。

【7 取組目標】

- 問7-1 どのような取組目標を設定する必要がありますか。
- 問7-2(1)目標を設定する上での留意事項は何かありますか。
- <u>問7-2(2)地域の土壌診断による効果を見込むための既存の情報がない場合、取組計</u> <u>画書の第5の「肥料コストの低減率」又は「施肥量の低減率」として、どのよ</u> うな値を使うことが可能ですか。
- 問7-3 肥料コストとは、肥料代のみのことを指しますか。それとも施肥作業等に係る 費用を含めた肥料全般に係る費用のことを指しますか。
- 問7-4 肥料コスト低減率又は施肥量低減率を設定するとのことですが、何か制限はありますか。
- 問7-5 肥料コストや施肥量の低減率を算出する際、窒素、リン酸、カリのどれか1成分だけを使用して算出してもよいですか。
- 問7-6 取組目標は、参加農業者が設定するのですか。それとも取組実施者が設定する のですか。
- 問7-7 ドローン追肥において、参加農業者Aが肥料コスト低減率、参加農業者Bが施肥量低減率で目標を設定してきた場合は、どのようにすればよいですか。

- 問7-8 新規就農者の場合、前作と比べることができませんが、どのようにすればよいですか。
- 問7-9 前作から作物を変更した場合、作物によって施肥量が異なるため、前作と比べることができませんが、どのようにすればよいですか。
- 問7-10 国内地域資源活用肥料に切り替えた場合、肥料コストや施肥量が増えてしまう場合がありますが、どのようにすればよいですか。
- 問7-11 令和4年秋に令和5年産水稲のために土壌診断と堆肥の施用を実施した場合、 転換実証の結果が出ていませんが、取組実績報告書、実績報告書、事業実施状 況報告書、評価報告書において、実績値をどのように記載すればよいですか。
- 問7-12 取組結果(実績値)を記載する場合、「土壌診断による効果分」は含めるので すか。
- 問7-13 取組目標を達成できなかった場合、何かペナルティーがあるのですか。
- 問7-14 取組目標を達成できなかった場合、補助金の交付はどうなりますか。

【8 成果目標】

- 問8-1 どのような成果目標を設定する必要がありますか。
- 問8-2 低減計画書には何を記載すればよいのですか。
- 問8-3 低減計画書においても、肥料コスト又は施肥量の低減に係る目標を設定する必要があるのですか。
- 問8-4 転換実証の結果、産地に合わなかったとして次期作以降にその取組を行わない という結果になった場合にはどうすればよいですか。
- 問8-5 参加農業者は低減計画書を作成しなくてもよいのですか。

【9 令和4年4月28日運用改善】

- 問9-1 令和4年4月28日の運用改善の目的は何ですか。
- 問9-2 <u>令和4年4月28日の運用改善は、既に取組計画書を提出した取組実施者にも適用</u> されるのですか。
- 問9-3 取組計画書に記載のある取組を取り下げる場合の変更手続きはどのように行う のですか。
- 問9-4 土壌診断のみに取り組む場合は、どのような取組目標を設定するのですか。

【10 令和4年11月22日運用見直し】

- 問10-1 令和4年11月22日の運用見直しの目的は何ですか。
- 問10-2 取組実施者が土壌診断を行う場合、何が経費として計上できるのでしょうか。

【11 その他】

- 問<u>11</u>-1 環境保全型農業直接支払交付金(堆肥の施用)の対象者が、本事業に申請する ことは可能ですか。
- 問11-2 帳簿は他の経理と区分しますが、口座も別にする必要がありますか。
- 問11-3 補助事業の予算額を上回る申請があった場合には、どうなるのですか。

【1 総論】

問1-1 本事業の趣旨は何ですか。

(答)

作物生産において必要不可欠な農業資材の一つである肥料については、その原料の多くを海外に依存していることから、国際市況の影響を強く受けざるを得ない状況です。 昨今の化学肥料の原料に係る国際価格の上昇に対応し、将来にわたって国民の皆様に 良質な農産物を安定的に共有していくためには、こうした影響を受けにくい生産体制づ くりを早急に進めることが必要です。

このため、地域に適した肥料コスト低減体系の確立に向け、慣行の施肥体系から肥料 コスト低減体系への転換を進める取組を支援いたします。

問1-2 本事業の対象期間はいつからいつまでですか。

(答)

交付決定を受けた日(交付決定前着手届を提出する場合は、交付決定前着手届の着手 予定年月日)から、令和5年3月31日までとなります。

問1-3 本事業において、交付額に制限はありますか。

(答)

事業実施主体、取組実施者ともに、交付額に上限や下限などの制限はありません。

問1-4 本事業において、取組面積に制限はありますか。

(答)

本事業の取組面積について、上限や下限などの制限はありません。

【2 事業実施主体】

問2-1 本事業における事業実施主体の役割は何ですか。

(答)

事業実施主体は、肥料コスト低減体系への転換に取り組む「農業者の組織する団体等 (取組実施者)」に対して、主に次の取組を行う必要があります。

- ① 公募時に取組実施予定者から提出される申請書(取組計画書)の審査、審査結果の 通知
- ② 採択された取組実施者の転換実証等の取組への助言
- ③ 取組終了後に取組実施者から提出される取組実績報告書の確認(必要に応じて現地確認)
- ④ 取組実施者への補助金の交付

問2-2 事業実施主体になるためには、どのような要件を満たす必要がありますか。

(答)

事業実施主体は、都道府県により構成される都道府県協議会を想定しています。必須 の構成員は都道府県で、その他の構成員については、地域の実情に応じて参画いただ き、本事業の執行を適切かつ円滑に推進することができる体制を整備していただく必要 があります。

構成員に都道府県が含まれること以外の要件は、以下のとおりです。

- ① 代表者が定められていること
- ② 規約、事務処理規程、会計処理規程、文書取扱規程、内部監査実施規程が定められていること

詳細については、実施要領の第2に記載しておりますのでご確認ください。

問2-3 都道府県協議会について、都道府県が構成員として参画していれば、他の組織 が事務局を担ってもよいですか。

(答)

本事業の執行を適切かつ円滑に推進することができるのであれば、都道府県以外の組織が協議会の事務局を担うことも可能です。

問2-4 事業実施主体は公募で選ばれるのですか。

(答)

公募方式ではなく、地方農政局長等(事業実施主体の主たる事務所が北海道に所在する場合にあっては北海道農政事務所長、事業実施主体の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあっては内閣府沖縄総合事務局長、事業実施主体の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあっては所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)に協議会承認申請書を提出して、承認を受ける形式としています。

<地方農政局長等への提出書類>

- ① 協議会承認申請書
- ② 協議会の会員名簿、規約、事務処理規程、会計処理規程、文書取扱規程、内部監査実施規程の写し
- ③ 肥料コスト低減体系緊急転換事業の業務方法書
- 問2-5 事業実施主体の構成員として都道府県が必須となっている一方、地方農政局長 等が特に認める場合は、この限りでないとありますが、どのような場合を想定し ているのですか。

(答)

災害等が起こり、その対応で都道府県が関わることができない場合を想定しています。

問2-6 既存の協議会が事業実施主体として取り組むことは可能ですか。

(答)

既存の協議会が事業実施主体として取り組むことは可能です。その場合、本事業の業務方法書を作成し、必要に応じて、協議会の規約等を改正するとともに、当該協議会の総会の議決を得る必要があります(業務方法書については、総会の議決を得る必要はありません)。

問2-7 都道府県協議会による推進事業を地域農業再生協議会等に委託することは可能です か。

(答)

地域農業再生協議会等の第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り委託することができます。委託できる金額は補助金の額の50%未満となりますが、都道府県協議会の交付事務及び実施確認の委託については、この制限はありません。交付等要綱の第15に委託を行う場合の手続が記載されていますのでご確認ください。

問2-8 地方農政局長等への承認申請を先行させ、都道府県協議会の総会(規約変更等)は後にしてもよいですか。いつまでに地方農政局長等の承認を得ればよいですか。

(答)

肥料コスト低減体系への転換に取り組む取組実施者の公募において取組実施予定者から提出される申請書を審査していただく必要がありますので、その審査に間に合うように、都道府県協議会の総会での議決を得た上で、地方農政局長等に申請を行い、承認を受けてください。

問2-9 都道府県協議会に対する事務経費の補助はありますか。

(答)

取組実施予定者から提出される申請書の審査、各種手続の事務、取組実施者の取組の 実施確認や補助金の交付等に係る業務に対して補助いたします(取組実施者への補助金 の振込手数料も補助対象です)。補助率は定額です。

ただし、交付決定日以降(交付決定前着手届を提出する場合は、交付決定前着手届の 着手予定年月日から)の業務が補助の対象となります。

問2-10 交付決定前着手届はいつから提出可能ですか。

(答)

割当内示の発出以降、提出可能となりますが、提出する時は、事前に地方農政局長等にご相談ください。交付決定前着手届を提出した上で行う取組については、交付決定を受けた範囲において、補助の対象となりますが、交付決定を受けられなかった場合には、自らの負担となりますのでご留意ください。

問2-11 都道府県協議会を設立したものの取組実施者の申請がなかった場合、本事業に 要した経費は補助対象になりますか。

(答)

都道府県協議会の設立後、事業の説明等の周知活動を行った場合には、結果的に取組 実施者がいなかったとしても補助対象となります。

ただし、交付決定日以降(交付決定前着手届を提出する場合は、交付決定前着手届の 着手予定年月日から)の業務が補助の対象となります。

問2-12 都道府県や市町村における予算措置は不要との理解でよいですか。

(答)

都道府県や市町村を経由する事業ではないため、予算措置の必要はありません。

問2-13 都道府県協議会の事務局が県である場合、県費が入らなくても予算化する必要があるのですが、いつの補正で対応すればよいですか。

(答)

公募の結果を基に、都道府県協議会に割当内示を行うこととしていますので、適宜ご 対応をお願いします。

※3次公募(4/28~5/19)の結果を踏まえ、速やかに割当内示を行うこととしています。

問2-14 推進事業は実施しますが、補助金を活用しなくてもよいですか。

(答)

補助金は必ずしも活用していただく必要はありません。

問2-15 推進事業の実施に当たり、都道府県協議会の事務局となる団体の正規職員や嘱託職員に賃金を支払うことはできますか。基本給を期間按分した場合、補助対象になりますか。

(答)

正規職員や嘱託職員は補助対象外となります。基本給を期間按分しても補助対象にはなりません。推進事業を行うことにより、事務作業が増えますので、その増えた分について、新たにアルバイトやパートを雇用して対応いただくことを想定しています。

問2-16 推進事業の実施に当たり、事務員を雇用する場合、派遣の方でもよいですか。

(答)

派遣の方は想定しておりません。直接雇用を想定しています。

問2-17 交付申請の前に事業実施計画の承認をしなくてもよいのですか。

(答)

手続の簡素化を図り、事業実施計画の申請、承認手続を削除し、交付申請書に事業実施計画書を添付する形としています。

問2-18 取組実施者への補助金の支払はいつまでに行えばよいですか。

(答)

取組実施者の取組終了後、都道府県協議会に取組実績報告書が提出され、その報告書をもとに都道府県協議会が取組実施者に補助金の支払を済ませて、都道府県協議会としての事業が完了となります。

その事業完了から1か月を経過した日あるいは、事業完了年度の翌年度の4月10日の どちらか早い日までに地方農政局長等に実績報告書を提出する必要がありますので、それに間に合うようにスケジュールを組んでいただく必要があります。

問2-19 都道府県協議会は、低減計画書の妥当性や事業の実施状況について評価を行う とのことですが、適否を判断する上での基準は何かありますか。

(答)

適否を判断する上での基準を定めることはしませんが、取組実施者が提出する低減計画書については、矛盾点や不自然な点等がないか、その妥当性を確認し、事業の実施状況については、交付等要綱や実施要領に基づいて、適切に事業を遂行したかなどを自己判断してください。なお、事業遂行時に問題が発覚し、対処した事案がある場合には、きちんとその反省点や改善策を明記してください。

【3 取組実施者】

問3-1 取組実施者になるためには、どのような要件を満たす必要がありますか。

(答)

代表者が定められており、定款(規約)や組織規程・経理規程等の組織運営に関する 規程が定められていること、肥料コスト低減体系への転換実証に取り組む農業者に参加 いただくことなどが要件となります。

なお、取組に参加する農業者の人数に上限や下限などの制限はありません。また、参加農業者を構成員にする必要はありません。参加農業者の取組を取りまとめていただくことで要件を満たします。詳細については、実施要領の第3に記載しておりますのでご確認ください。

問3-2 取組実施者として、具体的にどのようなところを想定していますか。

(答)

農業協同組合の生産部会や肥料販売事業者、農機販売事業者等を想定していますが、 法人経営の農業者、地域農業再生協議会等が取組実施者となることも可能です。

なお、要件を満たすことができれば、1戸1法人でも申請は可能ですが、農業者個人が単独で申請することはできません。また、地方公共団体も申請することはできません。

問3-3 都道府県協議会の一員が取組実施者になることはできますか。

(答)

都道府県協議会の一員が(都道府県協議会において事務局を担っていたとしても)、 取組実施者になることは可能です。都道府県協議会は、一組織として、規約、会計処理・事務処理・内部監査等の規程を定めており、一員に決定権限が与えられているものではないため、問題ありません。

問3-4 農業者が取組実施者のもと本事業に参加するためには、どのような要件を満た す必要がありますか。

(答)

特段、要件等は設けておりませんが、作物を販売することなどを目的に生産している 農業者を想定しています。家庭菜園等、明らかに業として作物を栽培しているとは言い 難い方は対象外となります。

問3-5 自家利用する牧草を栽培する場合でも本事業に参加することはできますか。

(答)

牧草栽培のために「土壌診断」や「肥料コスト低減等に資する技術の導入」を行うのであれば、本事業に参加することができます。

問3-6 取組実施者のもと参加する農業者は、全員が同じ技術に取り組む必要がありま すか。

(答)

全員が同じ技術に取り組む必要はありませんので、取組実施者と相談して決めてください。

問3-7 取組実施者に対する事務経費の補助はありますか。

(答)

取組実施者の申請書類の作成や参加農業者への補助金の振込手数料等に係る事務経費 は対象ではありませんが、検討会の開催や成果の公表などに係る事務経費は対象となり ます。 問3-8 取組実施者が参加農業者からのオーダーを取りまとめて、業者に発注する場合、取組実施者と参加農業者間の支払事務の負担軽減のために、参加農業者からの費用徴収と参加農業者への補助金の支払を相殺し、交付された補助金を取組実施者どまりにすることは可能ですか。

(答)

参加農業者との合意があれば、そのような取扱いも可能ですが、合意については文書で残すなど、補助事業としての透明性や適切性を確保した上で実施してください。

問3-9 取組実施者が参加農業者からのオーダーを取りまとめて、業者に発注・支払を 行うか、参加農業者が個々に業者に発注・支払を行うか、選択することはできま すか。

(答)

選択することが可能です。また、取組内容に応じて、取組実施者が発注・支払を行うものと、参加農業者が発注・支払を行うものが混在していても問題ありませんが、取組実施者が発注・支払を行うものについては、参加農業者との関係性がわかるように諸手続を進めてください。例えば、契約時に添付書類として、機械利用農業者一覧を添付する、参加農業者が合意していることを文書に残すなど、補助事業としての透明性や適切性を確保した上で実施してください。

問3-10 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除について、どのような場合に該当しますか。

(答)

例えば、「A農協の作物部会が取組実施者となり、A農協に土壌診断を依頼する場合」や「A農協の作物部会が取組実施者となり、それに参加する農業者がA農協に土壌診断を依頼する場合」、「B農機店が事務局をしているC営農組合が取組実施者となり、B農機店から機械を借り上げる場合」が該当します。

なお、「A農協の作物部会が取組実施者となり、全農に土壌診断を依頼する場合」は 該当しません。

【4 土壌診断】

問4-1 土壌診断に係る要件、補助内容、補助率はどうなっていますか。

(答)

「土壌診断を行い、その診断結果に基づいて施肥設計の見直しを行う」ことが要件となります。自分で行う簡易土壌診断や業者に発注する土壌診断、施肥設計の相談に係る 経費が補助対象となります。補助率は定額です。実際にかかった費用をすべて補助(満額補助)するという形になります。 問4-2 具体的にどのような経費が補助対象となりますか。

(答)

補助対象となる経費の例として、以下のようなものが挙げられます。

- 土壌診断用試薬等の土壌診断に係る消耗品費
- 簡易土壌診断装置の備品費
- 土壌診断を外部機関に発注する役務費
- 土壌診断実施に係る補助者の賃金等
- ・ 施肥設計の相談に係る専門家への謝金
- その他、土壌診断や施肥設計の見直しに必要であると認められる経費

問4-3 土壌診断において、必須としている分析項目はありますか。

(答)

土壌診断の診断項目の中で必須としているものはありませんが、施肥設計に資する項目が含まれている必要があります。施肥設計に資するとは考えにくい項目のみ (例:土壌水分含有量のみ)の場合には、「土壌診断を行い、その診断結果に基づいて施肥設計の見直しを行う」という事業の要件を満たしていないことになり、本事業に取り組むことができないことになります。

問4-4 土壌診断において、分析点数に制限はありますか。

(答)

土壌診断の分析点数については、ほ場の状況に応じて、施肥設計に資する点数を柔軟に設定できるよう、上限や下限などの制限は設けておりませんが、土壌診断を行う分析機関等の処理能力にも限度がありますので、必要以上に実施することのないようお願いします。

問4-5 簡易土壌診断とは、どのレベルの分析方法を想定していますか。

(答)

pHとECによる診断や、市販されているNPKに関する簡易土壌診断キット等を用いた方法を想定しています。

問4-6 土壌分析装置を購入することはできますか。

(答)

1件当たり50万円(税抜き)未満であれば、購入することはできます。が、レンタルやリースをすることが困難な場合に限ります。補助率は定額ですので、満額補助となります。

なお、国民の皆様の税金がもとになっているものですので、相見積もり(2社以上) をしていただく必要があります。

中古の場合にも、価格の妥当性を確保するため、原則として2社以上からの見積もりが必要になります。また、法定耐用年数(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」による耐用年数)から経過年数を差し引いた残存期間(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てるものとする。)が1年以上ある必要があります。

2 社以上から見積もりをとることが難しい場合や最低価格を提示した社を選定しない場合には、理由書の提出が必要になります。

また、レンタルやリースをすることができないことを証明する資料を提出する必要があります。例えば、複数の分析機器関係のレンタル・リース業者に電話等により取扱いの有無を確認し、その確認したレンタル・リース業者名や確認を行った日時などを記載した資料を作成してご提出いただく必要があります。

問4-7 取組実施者が参加農業者のために、取組実施者の所有物として土壌分析装置を 購入することはできますか。

(答)

購入できます。具体的な支援内容については問4-6のとおりです。

[注:令和4年11月22日付け要領改正に基づく変更]

問4-8 土壌診断を外部機関に発注する場合、相見積もりは必要ですか。

(答)

国民の皆様の税金がもとになっていますので、土壌診断を外部機関に発注する時に は、相見積もり(2社以上)をしていただく必要があります。

なお、2社以上から見積もりをとることが難しい場合や最低価格を提示した社を選定 しない場合には、理由書の提出が必要になります。 問4-9 取組実施者が当該取組実施者の参加農業者の土壌診断を実施した場合、補助対象になりますか。

(答)

参加農業者からの発注を受けて実施するということであれば、補助対象になりますが、補助対象となる額は、取組実施者の利益分を排除した額になります。

補助対象経費の中に都道府県協議会や取組実施者の自社製品の調達や関係会社からの 調達分がある場合、都道府県協議会、取組実施者の利益等相当分が補助金に含まれてい ることは、補助金の交付の目的上ふさわしくないため、利益等相当分を排除した上で計 上する必要があります。

詳細については、実施要領の第13に記載しておりますのでご確認ください。

問4-10 土壌診断は、都道府県協議会が交付決定前着手届を提出すれば、実施してもよいですか。

(答)

都道府県協議会が地方農政局長等に提出する交付決定前着手届に記載されている着手 予定年月日から、土壌診断を実施することが可能です。土壌診断を外部に発注する時に は、土壌診断発注日、農業者本人が土壌診断を行う場合には実施日が、着手予定年月日 以降の日付である必要があります。

なお、交付決定前着手届を提出した上で行う取組については、交付決定を受けた範囲において、補助の対象となります。交付決定を受けられなかった場合には、自らの負担となりますのでご留意ください。

問4-11 すでに土壌診断を無料で実施した場合、本事業でも土壌診断を実施したことに なりますか。

(答)

交付決定日以降(交付決定前着手届を提出する場合は、交付決定前着手届の着手予定年月日から)の取組が、本事業の対象となりますので、これより前に行った取組については、実施済みという扱いにはなりません。

問4-12 土壌診断も「肥料コスト低減等に資する技術」と同じように「新たに行う」場合に補助対象となるのですか。

(答)

土壌診断は、「肥料コスト低減等に資する技術」とは異なり、前作と同じほ場で今作 も同じ分析項目で同じ点数の土壌診断を行っても補助対象となります。 問4-13 土壌センサ搭載型可変施肥田植機を使用した場合、土壌診断を実施したことに なりますか。

(答)

リアルタイムセンシング機能を備えた可変施肥田植機は、土壌診断と「肥料コスト低減等に資する技術」の要件を同時に満たすものになりますので、土壌診断を実施したことになります。仮に当該田植機をレンタルした場合には、レンタル料は半額補助となります。

問4-14 今作のために行う土壌診断と、次期作のために行う土壌診断の両方を申請する ことはできますか。

(答)

やむを得ない事情(作物の栽培時期等の事情)により、今作のための土壌診断を実施することができない場合に、次期作のために行う土壌診断を対象としているものですので、今作で実施可能であれば、次期作のために行う土壌診断については、補助対象外となります。

問4-15 同じほ場で土壌診断を「基肥の施用前」と「追肥の施用前」に各々実施した場合、補助対象になりますか。

(答)

基肥と追肥の施肥設計の見直しのために実施するのであれば、どちらとも補助対象になります。

問4-16 土壌診断と技術導入を併せて取り組む場合、それぞれの取組は同一のほ場で実施しなければいけませんか。

(答)

土壌診断については、技術導入を行う全ての取組実施は場で行う必要はありません。 土壌条件や地形条件等を考慮し、必要と思われるほ場で実施してください。 また、技術導入についても、土壌診断を実施したほ場で実施する必要はありません。

問4-17 土壌診断の結果、施肥が不要となり、想定していた技術導入をする必要がなくなった場合、事業を実施したことになりますか。

(答)

事業を実施したことになります。この場合には、土壌診断に要した経費のみが支払われることになります。このような状況になった場合には、参加農業者は取組実施者に、取組実施者は都道府県協議会に速やかにご相談ください。都道府県協議会は、交付等要綱の別表に定める重要な変更に該当する場合には、変更手続を行う必要があります。

問4-18 土壌診断に係る経費が発生しない場合でも事業を実施したことになりますか。

(答)

土壌診断を無料で実施してもらっている場合など経費が発生しない場合でも、交付決 定日以降(交付決定前着手届を提出する場合は、交付決定前着手届の着手予定年月日以 降)に土壌診断を実施すれば、本事業で土壌診断を実施したことになります。

問4-19 窒素、リン酸、カリに係る土壌診断を無料で実施してもらっている場合、微量 要素について、別のところに委託した場合は補助対象になりますか。

(答)

施肥設計の見直しに活用するのであれば、補助対象になります。

問4-20 これまで土壌診断や施肥設計の相談を無料で実施していましたが、新たに料金 設定をした場合は対象になりますか。

(答)

本事業の趣旨を踏まえると、好ましくありませんが、本事業とは関係なく、企業等の 方針で今期から料金を設定することにしたなどの事情がある場合には、対象になり得ま す。

問4-21 参加農業者から施肥設計の相談を受けるために必要な要件はありますか。

(答)

資格等を問うことはしませんが、きちんと施肥設計のアドバイスができる者である必要があります。肥料の商品選びだけでなく、きちんと土壌診断の結果や参加農業者が持っている情報(これまでの作物の生育状況や収量状況等)を踏まえて、具体的に、ほ場のどの地点に、どのような種類の肥料をどのくらい施用すればよいか等のアドバイスをしていただく必要があります。

問4-22 施肥設計の相談料に係る基準はありますか。

(答)

施肥設計の相談料について、基準を設けることはしませんが、対外的に説明可能な常識の範囲内の相談料を設定していただく必要があります。

問4-23 施肥設計の見直しを行う際、専門家に必ず相談する必要がありますか。

(答)

参加農業者ご自身で施肥設計の見直しを行っていただいても大丈夫です。専門家に相談することは必須ではありません。

問4-24 取組実績報告書を提出する際、土壌診断の結果や施肥設計の見直しの結果を添付する必要はありますか。

(答)

取組を実施したことを証明するために、以下のもの(いずれも写し)を提出する必要があります。

<土壌診断>

- 外部機関に発注した場合は、外部機関が発行した診断結果(日付入りのもの)
- 自分で実施した場合は、実施風景や実施結果がわかる写真(実施日入りのもの)
- その他、必要に応じて、取組を実施したことがわかるもの

<施肥設計の見直し>

- 専門家に相談した場合は、専門家が作成した施肥設計書又は相談内容と相談結果が記載された書類(日付入りのもの)
- ・ 自分で実施した場合は、前作と今作の肥料の種類や施肥量を記した書類 (窒素、リン酸、カリを1成分以上含む肥料について記載(その他の微量要素関係肥料等は任意)、施肥設計の見直し日入りのもの)
- その他、必要に応じて、取組を実施したことがわかるもの

問4-25 土壌診断のみを行う場合の取組実績報告書はどのような内容となりますか。

(答)

土壌診断のみを行う場合、土壌診断結果を用いて施肥設計を行っていただき、肥料コスト又は施肥量をどの程度低減できるかを取組実績報告書にご記入ください。

その際、低減計画書の「実績値」欄には、土壌分析後の施肥設計の数値を踏まえて記入 し、「次期作への対策方針」欄には、当該施肥設計を踏まえて施肥を行う旨を記入して ください。

【5 肥料コスト低減等に資する技術】

問5-1 「肥料コスト低減等に資する技術」に取り組むための要件は何ですか。

(答)

以下のいずれかに資する技術や取組を新たに行う」ことが要件となります。

- ① 肥料コストの低減
- ② 施肥量の低減
- ③ 低コスト肥料や国内の地域資源を活用した肥料(以下「国内地域資源活用肥料」という。)への切替

問5-2 「肥料コスト低減等に資する技術」とは具体的にどのようなものを想定していますか。

(答)

肥料コスト低減等に資する技術の例として、以下のようなものが挙げられます。

① 堆肥等の施用

(堆肥等とは、「肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)」 (以下、肥料法という。)に基づいて届出や登録がなされている堆肥と、その堆 肥を原料に製造された肥料のことをいいます。[例:特殊肥料の堆肥、普通肥料 の混合堆肥複合肥料等])

② 鶏ふん関係肥料の施用

(鶏ふん関係肥料とは、肥料法に基づいて届出や登録がなされている鶏ふんに関係する肥料のことをいいます。ただし、発酵鶏ふんは「①堆肥等の施用」に含まれるため除きます。 [例:特殊肥料の動物の排せつ物、動物の排せつ物の燃焼灰、普通肥料の加工家きんふん肥料、鶏ふんの炭化物又は鶏ふん燃焼灰を原料に製造された肥料等])

③ 汚泥肥料の施用

(汚泥肥料とは、肥料法に基づいて登録がなされている汚泥肥料のことをいいます。)

④ 低コスト肥料への切替

(低コスト肥料とは、窒素、リン酸、カリを1成分以上含む肥料のうち、基肥を切り替える場合には、前作の基肥、追肥を切り替える場合には、前作の追肥と比べて、10a当たりの肥料コストを低減した肥料のことをいいます。なお、比べる時には、前作の肥料コストに今期の地域における肥料コストの値上がり分を考慮に入れてください。)

⑤ 国内地域資源活用肥料への切替

(国内地域資源活用肥料とは、国内の地域資源の全部又は一部を原料にした肥料のことをいいます。ただし、①堆肥等、②鶏ふん関係肥料、③汚泥肥料は除きます。)

- ⑥ 緑肥のすき込み
- ⑦ リモートセンシングによる生育診断+ドローン追肥
- ⑧ 局所施肥技術
- 9 可変施肥技術
- ⑩ その他の肥料コスト低減、施肥量低減に資する技術

問5-3 低コスト肥料や国内地域資源活用肥料に切り替える場合、切替割合に制限はありますか。

(答)

低コスト肥料や国内地域資源活用肥料に切り替える場合、切替割合に下限(〇%以上)などの制限はありません。

問5-4 低コスト肥料や国内地域資源活用肥料について、肥料コストの低減割合や国内 の地域資源の含有割合に制限はありますか。

(答)

低コスト肥料や国内地域資源活用肥料について、肥料コストの低減割合や国内の地域 資源の含有割合に下限(〇%以上)などの制限はありません。

問5-5 土壌改良資材や微生物資材の施用も「肥料コスト低減等に資する技術」の対象 になりますか。

(答)

肥料コスト低減又は施肥量低減に資する土壌改良資材、微生物資材であれば、対象になりますが、一般的に肥料コスト低減又は施肥量低減に資すると考えられるもの以外については、文献や他の実証結果等の根拠資料を提出していただく必要があります。

問5-6 本事業での肥料、土壌改良資材とは、どのようなものを指しますか。

(答)

本事業での肥料とは、「肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)」に基づいて、登録や届出がなされている肥料を指しています。

また、本事業での土壌改良資材とは、「地力増進法施行令(昭和59年10月1日政令第 299号)」で定められている12種類を指しています。

問5-7 「肥料コスト低減等に資する技術」に取り組むに当たり、作物に制限はありますか。

(答)

特段、制限はありませんので、すべての作物が対象になります。

問5-8 「新たに行う」とは具体的にどのような場合のことをいうのですか。

(答)

「新たに行う」とは、前作で実施していない取組を行うことを指しています。また、 前作で実施していた場合でも、以下に該当する場合には対象となります。

- ・ 作物や品種が異なる場合
- 主食用米から飼料用米への切替のように用途を変更する場合
- 堆肥の種類を変更する場合(例:食品残さ堆肥 → 牛ふん堆肥)
- 緑肥種子の種類を変更する場合

なお、比較対象とするのは前作とし、前々作以前の取組については、比較対象にしないこととします。

問5-9 堆肥をペレット化したものに変更した場合、堆肥の種類を変更したとして、 「新たに行う」に該当しますか。

(答)

該当します。

問5-10 牛ふん堆肥でもバークや杉皮等、堆肥の中身(配合)を変更した場合、堆肥の 種類を変更したとして、「新たに行う」に該当しますか。

(答)

該当しません。

問5-11 輪作体系の場合、同一は場で毎年作物が変わりますが、この場合も作物を変更 したとして、「新たに行う」に該当しますか。

(答)

前作において、参加農業者が同作物に対して同様の肥料コスト低減あるいは施肥量低減に資する技術を導入している場合には、「新たに行う」には該当しないため、補助対象外になります。ほ場単位で見るのではなく、作物と技術の組合せで見ていただければと思います。当該農業者の前作の「作物と技術の組合せ」と、今作の「作物と技術の組合せ」を比較した時に、新しい取組を行う「作物と技術の組合せ」が「新たに行う」に該当することになり、補助対象となります。

<例>

前作 A作物+a技術 今作 A作物+a技術 ⇒ 補助対象外 B作物+<u>b技術</u> B作物+<u>a技術</u> ⇒ <u>補助対象</u> C作物+c技術 → 補助対象外

問5-12 「新たに行う」は、ほ場単位で判断すればよいですか。

(答)

例えば、農業者Aが前作で取り組んでいた技術と全く同じ技術を、同じ作物で近隣の ほ場で実施しても実証とは言い難いですので、ほ場単位ではなく、人、作物、技術の組 合せで判断してください。同じ作物、同じ技術を用いても人が違えば補助対象となりま す。また、同じ人でも作物や技術を変更すれば補助対象となります。

問5-13 前作において、実証で「肥料コスト低減等に資する技術」を10a程度実施していますが、100aに拡大する場合は「新たに行う」に該当しますか。

(答)

前作において、実証扱いで実施している技術であったとしても、そのまま何も変えずに、面積だけを単純に増やす場合には補助対象外となりますが、前作で判明した技術の課題点を今回の本事業で見直すなど、違いがある場合には、実証と言えますので補助対象となります。

問5-14 「肥料コスト低減等に資する技術」の補助内容、補助率はどうなっていますか。

(答)

参加農業者が新たに実施する「①肥料コスト低減技術の導入、②施肥量低減技術の導入、③低コスト肥料や国内地域資源活用肥料への切替」に係る技術導入経費が補助対象となります。

補助率は2分の1以内となります。実際にかかった費用の半分を補助(半額補助)するという形になります。

問5-15 具体的にどのような経費が補助対象となりますか。

(答)

補助対象となる経費の例として、以下のようなものが挙げられます。

- 局所施肥又は可変施肥を行うための農業用機械に係る借上費、燃料費
- 100kg以上/10a施用する肥料又は土壌改良資材の資材運搬費
- 肥料又は土壌改良資材の散布代行に係る委託費
- ・ 緑肥種子の散布代行、緑肥の栽培管理・すき込み代行に係る委託費
- 堆肥の成分分析に係る役務費
- ・ 国内地域資源活用肥料とその他の肥料を配合する場合の配合作業代行に係る役務費
- リモートセンシング撮影・解析に係る委託費
- ・ その他の肥料コスト低減、施肥量低減、低コスト肥料や国内地域資源活用肥料への 切替に必要であると認められる技術導入経費

問5-16 肥料の購入費は、補助対象ですか。

(答)

肥料、土壌改良資材、緑肥種子の購入費については、補助対象とはしておりません。 肥料は、家畜に毎日給与する必要がある配合飼料や、冬期には昼夜問わず、使用し続 けざるを得ない燃油とは異なり、土壌診断に基づく効率的な施肥等の推進により、無駄 な施用を減らすことで、肥料コストを減らせる余地があるという事情があります。

このため、肥料の上昇対策としては、肥料コストの増加に対し支援するよりもむしろ、効率的な施肥体系の導入など、肥料コスト低減に向けた取組をさらに推進し、今後の経営安定を図ることが重要であると考えています。

問5-17 農業用機械をリースすることはできますか。

(答)

レンタルをすることが困難な場合には、リースをすることが可能です。この場合、本事業を実施するために必要な期間に係る経費が補助対象になります。以下算式の額を補助対象額の上限とします。

「リース料補助対象額=リース物件価格(税抜)÷法定耐用年数×補助率(1/2以内)」

<留意事項>

- * リース物件価格とは、販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は、一般的な実勢価格)を指しています。
- * 法定耐用年数とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」による耐用年数を指しています。
- * リース導入に係る工事費については、役務費に計上してください。
- * リース導入に係る保険料については、補助対象外になります。
- * 所有権移転リースの場合も上記と同様の取扱いになります。

問5-18 農業用機械を購入することはできますか。

(答)

1件当たり50万円(税抜き)未満であれば、購入することはできます。が、レンタルやリースをすることが困難な場合に限ります。補助率は2分の1以内ですので、半額補助となります。

なお、国民の皆様の税金がもとになっているものですので、相見積もり(2社以上) をしていただく必要があります。

中古の場合にも、価格の妥当性を確保するため、原則として2社以上からの見積もりが必要になります。また、法定耐用年数(「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」による耐用年数)から経過年数を差し引いた残存期間(年単位とし、1年未満の端数は切り捨てるものとする。)が1年以上ある必要があります。

2社以上から見積もりをとることが難しい場合や最低価格を提示した社を選定しない 場合には、理由書の提出が必要になります。

また、レンタルやリースをすることができないことを証明する資料を提出する必要があります。例えば、複数の農業用機械関係のレンタル・リース業者に電話等により取扱いの有無を確認し、その確認したレンタル・リース業者名や確認を行った日時などを記載した資料を作成してご提出いただく必要があります。

問5-19 作物を変更して「新たに行う」に該当する場合、所有している農業用機械の燃料費は補助対象になりますか。

(答)

補助対象になります。

問5-20 堆肥の散布代行費の中に、堆肥代と運搬費が含まれている場合には、どのよう にしたらよいですか。

(答)

肥料の購入費は補助対象外になりますので、代行業者に堆肥代を除いた費用で見積書等を作成してもらうか、堆肥代がわかるように見積書等を作成してもらい、堆肥代を除いた分を計上するようにしてください。

問 5-21 100kg以上/10a施用する肥料又は土壌改良資材の運搬費の対象範囲はどこですか。

(答)

工場 → 店舗、店舗 → 参加農業者等の倉庫、参加農業者等の倉庫 → ほ場の間において、参加農業者が負担する運賃が補助対象となります。

問5-22 参加農業者が自ら堆肥を運搬・散布する場合の費用(運搬車のガソリン代、散布する農業用機械の燃料費、メンテナンス費等)は補助対象になりますか。

(答)

運搬車のガソリン代、散布する農業用機械の燃料費は補助対象になりますが、メンテンナンス費や修理費は補助対象外となります。

問5-23 「鶏ふん関係肥料の施用」(基肥)で申請した場合、化成肥料(追肥)の散布 代行費等は補助対象になりますか。

(答)

鶏ふん関係肥料に係る散布代行費等については補助対象になりますが、「肥料コスト 低減等に資する技術」に該当しない取組(化成肥料の追肥)に係る経費(散布代行費 等)については補助対象外になります。

ただし、化成肥料の追肥について、可変施肥技術を用いて施用するのであれば(「鶏 ふん関係肥料の施用」と「可変施肥技術」で申請するのであれば)、「肥料コスト低減 等に資する技術」に該当する取組になりますので、補助対象になります。

問5-24 追肥を3回実施する場合で2回目の追肥のみ国内地域資源活用肥料に切り替える場合、1回目と3回目の追肥に係る経費(配合費等)は補助対象になりますか。

(答)

「肥料コスト低減等に資する技術」として申請した取組のみ補助対象になりますので、2回目の追肥(国内地域資源活用肥料)に係る経費(配合費等)は補助対象になりますが、1回目と3回目の追肥に係る経費(配合費等)は補助対象外になります。

問5-25 前作において、基肥で窒素質肥料:有機質肥料(国内の地域資源を原料にした肥料)=5:5で配合したものを使用していた場合、今作で配合比を変更すれば (窒素:有機=2:8)、国内地域資源活用肥料への切替の対象となり、配合費 は補助対象になりますか。

(答)

「国内地域資源活用肥料への切替」の対象となり、配合費も補助対象になります。 なお、前作と配合割合が異なることがわかる資料を証拠書類として保管しておいてく ださい。

問5-26 側条施肥田植機による作業を委託する場合、田植え作業料と側条施肥作業料に 切り分ける必要はありますか(側条施肥作業料のみが補助対象となるのです か)。

(答)

側条施肥田植機は、田植えと側条施肥を一体的に行うことに価値があり、一般的にセットで技術の一つして知られているものですので、田植え作業料と側条施肥作業料に切り分けていただく必要はありません。

問5-27 局所施肥に係る作業を委託する場合で、窒素質肥料以外に微量要素関係肥料も 施用する場合、微量要素関係肥料に係る作業料を切り分ける必要はありますか。

(答)

局所施肥技術を用いて、微量要素関係肥料を施用するのであれば、微量要素関係肥料 に係る作業料を切り分けていただく必要はありません。

問5-28 JAや肥料販売業者からのオーダーにより、牛ふん堆肥と化成肥料を配合した 粒状(ペレット)肥料を製造した場合、配合して粒状化する費用は補助対象になりますか。

(答)

参加農業者からの発注を受けて、配合・粒状化する場合には、配合・粒状化代は補助対象になりますが、JAや肥料販売業者からの発注の場合には、補助対象外となります。

ただし、JAや肥料販売業者が参加農業者からの発注を取りまとめて、その依頼をした場合には、補助対象となります。

本事業はあくまでも農業者を支援するためのものであり、農業者の生産コスト軽減を 目的としていますので、参加農業者が行う取組が補助対象になります。

問5-29 BB肥料の原料を国内地域資源である鶏ふん燃焼灰由来PK肥料粒に置き換えた場合、配合費は補助対象になりますか。

(答)

参加農業者の配合発注費が補助対象になります。

問 5-30 肥料工場が、国内地域資源活用肥料とその他の肥料を配合した場合、当該工場 が補助金を受け取ることは可能ですか。

(答)

発注と補助の関係は、問5-28のとおりとなります。

なお、本事業で土壌診断費を満額、配合費を半額補助いたしますので、農業者の方がこれを機に肥料を切り替えてみようと思うかもしれません(使ってみて良いと思えば、次年度以降も引き続き使っていただけるかもしれません)。そういう観点から農業者の方に事業参加に向けて働きかけを行っていただければと考えています。

問5-31 堆肥をペレット化した場合の粒状化に要する費用は補助対象になりますか。

(答)

参加農業者が発注した粒状化に要する費用は補助対象になります。

問5-32 肥料コスト低減技術の導入の参考にするために、現地調査を実施した場合、補助対象になりますか。

(答)

参加農業者が肥料コスト低減技術を導入(実証)するに当たり、必要となる知識や手法の習得、課題の解決策の検討等のために実施する現地調査であれば、「肥料コスト低減体系への転換確立に向けた検討会の開催」の一部として補助対象(満額補助)になります。当該調査で得られた知識等については、技術導入(実証)時に活用してください。

問5-33 取組の一部を外部機関に委託・発注する場合、相見積もりは必要ですか。

(答)

国民の皆様の税金がもとになっているものですので、委託や役務発注をする際には、 相見積もり(2社以上)をしていただく必要があります。

なお、2社以上から見積もりをとることが難しい場合や最低価格を提示した社を選定 しない場合には、理由書の提出が必要になります。

問5-34 農業用機械をレンタル、リースする場合、相見積もりは必要ですか。

(答)

国民の皆様の税金がもとになっているものですので、相見積もり(2社以上)をしていただく必要があります。

なお、2社以上から見積もりをとることが難しい場合や最低価格を提示した社を選定 しない場合には、理由書の提出が必要になります。

問5-35 肥料散布の委託を取組実施者内の参加農業者同士で実施してもよいですか。

(答)

参加農業者の一部の方が、他の参加農業者に肥料の散布作業を委託した場合も当該散 布料金(委託費)は補助対象となります。

この場合、対外的に説明可能な常識の範囲内の料金設定であることに加え、相見積もり(2者以上)が必要になりますのでご留意ください。

なお、参加農業者同士で散布作業を委託しあう取組は、その必要性を説明することは 難しいと考えられますので、補助対象とすることは困難です。

問5-36 地域で点的に取り組まれている優良事例を面的に広めるような取組は対象になりますか。

(答)

取組実施者が、その地域で普及させたい技術があれば、その技術に取り組む農業者を参加者として集めて事業に取り組むことが可能です。

問5-37 前作に実施していた場合は対象外とのことですが、どのように確認するのですか。

(答)

取組計画書の添付資料(実施要領 別紙様式第6-4号)において、前作と同じ技術を用いる場合には、どこが違うのかを記載していただくとしており、また、誓約・同意事項(実施要領 別紙様式第6-1号)の中に「取組計画書において虚偽の内容を申請したことが判明した場合には、補助金を返還すること、又は補助金が交付されないことに異存はない」旨の内容を盛り込んでおり、それにチェック(実施要領 別紙様式第6-2号)していただくことで確認することとしています。

申請書類の簡素化の観点から、本件に係る証拠書類を申請書に添付していただくことは想定しておりませんが、不自然な点等があった場合には、必要に応じて参加農業者にご確認ください。

問5-38 明らかに業として作物を栽培しているとは言い難い農業者は対象外とのことで すが、どのように確認するのですか。

(答)

申請書類の簡素化の観点から、販売実績等の書類を申請書に添付していただくことは 想定しておりませんが、あまりにも申請面積が少ない等、不自然なところがあれば、必 要に応じて参加農業者にご確認ください。

【6 検討会開催、情報発信】

問6-1 肥料コスト低減体系への転換確立に向けた検討会は、必ず開催する必要がありますか。

(答)

検討会の開催については、任意としていますので、検討会を開催するか、開催しない かは選択することができます。

一方、取組実施者が実施する転換実証・情報発信、都道府県協議会が実施する推進事業については、必須としていますので、必ず取り組んでいただく必要があります。仮に、取り組まなかった必須の取組があった場合(自然災害等のやむを得ない事情がある場合は除きますが)、すべての取組について補助金は支払われないことになります。

問6-2 肥料コスト低減効果の情報発信では、どの程度の発信を行えばよいですか。

(答)

ホームページ掲載等による全国発信でも、地域で農業者が集まるような勉強会等による地域限定発信でも、どちらでも対象となります。

問6-3 肥料コスト低減効果の情報発信では、参加農業者の取組ごとに発信を行う必要がありますか。

(答)

必ずしも参加農業者の取組ごとに発信する必要はありませんので、同じ技術を導入した複数の参加農業者の取組を取りまとめて、導入技術ごとにA4用紙1枚程度のチラシを作成して発信していただければ大丈夫です。

問6-4 令和4年秋に令和5年産水稲のために土壌診断と堆肥の施用を実施した場合、 転換実証の結果が出ていませんが、このような場合は何を情報発信すればよいの ですか。

(答)

令和4年度は、ホームページ等で現在の取組内容を紹介し、注釈で結果については後日掲載すると記載してください。令和5年度になり、結果が出ましたらホームページ等を更新してください。令和6年7月末までに都道府県協議会が提出する評価報告書に、ホームページのURLを記載するか、そのページを印刷して添付してください。

問6-5 肥料コスト低減効果を確認するために、生育・収量・品質調査を実施した場合、補助対象になりますか。

(答)

「肥料コスト低減効果の情報発信」のために生育・収量・品質調査を行い、その調査 結果も踏まえて情報発信を行う場合は、当該調査に要する経費も補助対象 (満額補助) になります。

【7 取組目標】

問7-1 どのような取組目標を設定する必要がありますか。

(答)

事業に取り組む際、前作と比較して、肥料コスト又は施肥量の低減に係る目標を設定する必要があります(例:肥料コスト〇%低減、施肥量〇%低減)。

取組作物ごとに、基肥と追肥で施用する肥料のうち、窒素、リン酸、カリを1成分以上含む肥料について、基肥と追肥の合計施肥量(kg/10a)、コスト(円/10a)を前作と今作で比較してください。なお、窒素、リン酸、カリを1成分以上含む肥料以外の肥料(例:微量要素関係肥料)については、合計の中には含めないようお願いします。

問7-2(1) 目標を設定する上での留意事項は何かありますか。

(答)

前作の肥料コストを算出する場合には、前作の肥料コストに今期の地域における肥料コストの値上がり分を考慮に入れて算出してください。なお、前作の肥料コストに係る情報がない場合には、前作に使用した肥料と同等の地域の代表的な肥料の情報を引用してください。

また、今作の肥料コストや施肥量を算出する場合には、土壌診断の結果はわかりませんので、土壌診断による効果分は除いて、文献や他の実証結果等を参考に導入技術の効果分のみで算出してください。

ただし、土壌診断のみに取り組む場合には、地域の施肥基準や土壌診断結果のデータ、他の農産物における土壌診断による低減率が記載された文献等を参考に、低減が見込まれる肥料コストや施肥量を算出してください。

なお、取組計画書の提出の際には参考にした資料も添付して提出してください。

問7-2(2) 地域の土壌診断による効果を見込むための既存の情報がない場合、取組計画書の第5の「肥料コストの低減率」又は「施肥量の低減率」として、どのような値を使うことが可能ですか。

(答)

地域における土壌診断に関する既存の情報がない場合、他の地域における既存の情報を用いることも可能です。

例えば、農林水産省がHPで公開している『肥料のコスト低減事例』においては「土壌診断に基づく施肥の適正化」として、「肥料コストの低減率」約4割、「施肥量の低減率」約5割といった事例を示していますが、この値を取組計画書に記入することも可能です。

問7-3 肥料コストとは、肥料代のみのことを指しますか。それとも施肥作業等に係る 費用を含めた肥料全般に係る費用のことを指しますか。

(答)

肥料コストとは、施肥作業料等を含めた施肥コストのことではなく、肥料代のみのことを指しています。

問7-4 肥料コスト低減率又は施肥量低減率を設定するとのことですが、何か制限はありますか。

(答)

下限(〇%以上)などの制限は特段ありませんが、低減率の度合いに応じて、公募審査時にポイントを多く獲得することが可能です。

問7-5 肥料コストや施肥量の低減率を算出する際、窒素、リン酸、カリのどれか1成分にはいるではですが、分だけを使用して算出してもよいですか。

(答)

窒素、リン酸、カリのどれか1成分にのみスポットをあてるのではなく、窒素、リン酸、カリを1成分以上含む肥料の基肥と追肥の合計施肥量、肥料コストで算出してください。

問7-6 取組目標は、参加農業者が設定するのですか。それとも取組実施者が設定する のですか。

(答)

取組目標は、参加農業者も取組実施者も、どちらとも設定する必要があります。

まず、参加農業者が取組作物ごとに肥料コスト低減率又は施肥量低減率を設定してください。次に、取組実施者が各参加農業者の低減率を取りまとめて、土壌診断のみの取組の場合も含め、導入技術ごとに、肥料コスト低減率又は施肥量低減率を設定してください。

なお、取組実施者が低減率を設定する方法として、参加農業者の低減率の平均値とする方法や参加農業者の低減率を踏まえた上で、産地の低減率を設定する方法などがありますのでご検討ください。

また、取組作物を取りまとめた上で導入技術ごと(例:「局所施肥技術(うね内部分施肥)」、「リモートセンシングによる生育診断+ドローン追肥」)に設定することが難しい場合には、導入技術ごと取組作物ごとに低減率を設定することも可能です(例:「局所施肥技術(うね内部分施肥)[キャベツ]」、「局所施肥技術(うね内部分施肥)[ダイコン]」)。

問7-7 ドローン追肥において、参加農業者Aが肥料コスト低減率、参加農業者Bが施肥量低減率で目標を設定してきた場合は、どのようにすればよいですか。

(答)

参加農業者Aと参加農業者Bの目標を同じ項目になるよう調整をして平均値を記載するか、参加農業者Aと参加農業者Bの主張を踏まえつつ、取組実施者の考えで地域の目標値を設定するか、ご検討ください。

なお、参加農業者Aと参加農業者Bの取組作物が違うようであれば、「ドローン追肥 [水稲]」、「ドローン追肥[小麦]」として、水稲は肥料コスト低減率、小麦は施肥 量低減率で設定することも可能です。同じ項目で肥料コスト低減率と施肥量低減率を併 記することは避けるようお願いします。 問7-8 新規就農者の場合、前作と比べることができませんが、どのようにすればよいですか。

(答)

新規就農者の場合には、今回栽培する作物の地域の慣行栽培体系と比較して目標を立てください。

問7-9 前作から作物を変更した場合、作物によって施肥量が異なるため、前作と比べることができませんが、どのようにすればよいですか。

(答)

今回栽培する作物の地域の慣行栽培体系と比較して目標を立ててください。

問7-10 国内地域資源活用肥料に切り替えた場合、肥料コストや施肥量が増えてしまう場合がありますが、どのようにすればよいですか。

(答)

切り替えた肥料の性質上、肥料コストや施肥量の低減に係る目標を設定できない場合は、切り替えた肥料の国内原料割合を記載してください。

なお、肥料コスト・施肥量低減率や国内原料含有率に係る制限(〇%以上)は特段設けておりませんが、低減率や含有率の度合いに応じて、公募審査時にポイントを多く獲得することが可能です。

問7-11 令和4年秋に令和5年産水稲のために土壌診断と堆肥の施用を実施した場合、 転換実証の結果が出ていませんが、取組実績報告書、実績報告書、事業実施状況 報告書、評価報告書において、実績値をどのように記載すればよいですか。

(答)

令和4年度に取組実施者が提出する取組実績報告書と、事業完了から1か月を経過した日あるいは、令和5年4月10日のどちらか早い日までに都道府県協議会が提出する実績報告書には、赤字で「実績値は、令和5年〇月頃把握予定」と記載し、備考欄に現時点で結果を記載できない理由を記載してください。なお、目標を達成できなかった場合に提出する理由書については、提出不要です。

令和5年7月末までに都道府県協議会が提出する事業実施状況報告書には、「令和5年〇月頃把握予定」と記載してください。

令和6年7月末までに都道府県協議会が提出する評価報告書には、「結果(具体の数値)」を記載してください。また、評価報告書を提出する時に、実績報告書に「結果 (具体の数値)」を赤字で記載して添付してください。 問7-12 取組結果(実績値)を記載する場合、「土壌診断による効果分」は含めるので すか。

(答)

取組結果(実績値)は、今作の分を記載していただくことになりますので、「土壌診断 → 技術導入」というパターンで取組を実施した場合には、実績値は「土壌診断と導入技術の両方による効果分」の結果を記載することになります。

また、「技術導入 → (次期作のための) 土壌診断」というパターンで取組を実施した場合には、「導入技術による効果分のみ」の結果を記載することになります。

「(次期作のための)土壌診断による効果分」は、低減計画書の「次期作への対応方針」欄において、例えば「土壌診断の結果を踏まえて肥料をこのくらい削減予定」と活用したことがわかるように記載してください。

なお、土壌診断のみの場合は、その結果に基づき、肥料コストや施肥量をどれくらい 削減できたかを記載してください。

問7-13 取組目標を達成できなかった場合、何かペナルティーがあるのですか。

(答)

取組実施者が設定した目標を達成できなかった場合には、取組実施者は取組実績報告書を提出する時に、達成できなかった理由を記載した理由書を作成して都道府県協議会に提出する必要があります(参加農業者が理由書を作成する必要はありません)。

なお、参加農業者が各々設定した目標を全員達成できていなくても、各参加農業者の分を取りまとめた時に、取組実施者が設定した目標を達成していれば、取組実施者は理由書を作成する必要はありません。

問7-14 取組目標を達成できなかった場合、補助金の交付はどうなりますか。

(答)

取組目標の未達成を理由に補助金が支払われないということはありません。

【8 成果目標】

問8-1 どのような成果目標を設定する必要がありますか。

(答)

成果目標として、取組実施者が目標年度に「次期作以降の肥料コスト又は施肥量の低減計画書を作成」する必要があります。目標年度は、取組内容に応じて、「事業実施年度」と「事業実施年度の翌年度」のどちらかから選択することができます。前者を選択した場合には、令和5年7月末までに、後者を選択した場合には、令和6年7月末までに作成して、評価報告書とともに地方農政局長等に提出する必要があります。

なお、成果目標の目標年度は、基本的に「事業実施年度」になりますが、以下例のような場合には「事業実施年度の翌年度」になります。

<例>

令和4年秋に令和5年産水稲のために土壌診断と堆肥の施用を実施した場合、令和5年秋までが今作となり、次期作はそれ以降となります。令和5年秋以降でないと、転換実証の結果が出ないため、次期作への対応方針が決まらないことから(低減計画書を作成することができないことから)、そういう場合を想定して、令和6年7月末まで低減計画書を提出できるようにしています。

問8-2 低減計画書には何を記載すればよいのですか。

(答)

転換実証で取り組んだ内容(取組目標の結果)を踏まえて、転換実証での課題を洗い 出し、次期作への対応方針を記載してください。

問8-3 低減計画書においても、肥料コスト又は施肥量の低減に係る目標を設定する必要があるのですか。

(答)

数値目標(○%低減)を設定する必要はありません。

問8-4 転換実証の結果、産地に合わなかったとして次期作以降にその取組を行わない という結果になった場合にはどうすればよいですか。

(答)

低減計画書の「課題」欄に産地に合わなかった理由を記載いただき、「次期作への対応方針」欄に次期作で行う予定の新たな肥料コストあるいは施肥量低減に係る取組を記載してください。

問8-5 参加農業者は低減計画書を作成しなくてもよいのですか。

(答)

参加農業者が低減計画書を作成する必要はありませんが、転換実証の結果を踏まえて、次期作にどう取り組むのかについては、参加農業者に関係することですので、取組 実施者が低減計画書を作成する際には、ご協力をお願いします。

【9 令和4年4月28日運用改善】

問9-1 令和4年4月28日の運用改善の目的は何ですか。

(答)

これまで本事業を進める中においても、化学肥料原料の国際価格の上昇に伴う中国からの輸入の停滞、ロシアのウクライナ侵略によるロシア等からの輸入の停滞など、肥料原料の調達が不安定な状況が継続しており、肥料価格の更なる上昇に備えた農業者の取組を速やかに広く展開していくことが喫緊の課題となっています。

このため、今般の緊急対策においては、いずれかに取り組む者を含めて支援できるよう 対象を拡大し、現場における取組の加速化を図ることとしたところです。

問9-2 令和4年4月28日の運用改善は、既に取組計画書を提出した取組実施者にも適用 されるのですか。

(答)

適用されます。

問9-3 取組計画書に記載のある取組を取り下げる場合の変更手続きはどのように行う のですか。

(答)

変更手続きは以下のとおりです。

【国⇔協議会】

協議会の計画において国庫補助金額が30%を超える減額となる変更の場合は、事業実施計画書の重要な変更に該当することから、変更等承認申請書を農政局長等に提出してください。また、30%を超えない減額の場合であっても、同様の手続をしていただくことが望ましいと考えています。【協議会⇔取組実施者】

取組実施者の計画変更については、各協議会が定めている業務方法書の規定に基づき 行っていただくこととなりますので、協議会は、取組実施者の計画変更(事業実施経 費、参加農業者ごとの取組内容や取組経費等)が適切に行われるよう対応してくださ い。

問9-4 土壌診断のみに取り組む場合は、どのような取組目標を設定するのですか。

(答)

土壌診断のみに取り組む場合であっても、肥料コストの低減率又は施肥量の低減率について取組目標を設定してください。

設定にあたっては、地域における施肥基準や土壌診断結果のデータ等を参考に、肥料コストや施肥量の低減率を見込んでください。

なお、参加農業者が個々に、土壌診断前にその結果を見通すことは難しいと思われますので、取組実施者から、目標設定の参考になるような数値を農業者に提供していただくなど、連携を取って対応してください。

【10 令和4年11月22日運用見直し】

問10-1 令和4年11月22日の運用見直しの目的は何ですか。

[注:令和4年11月22日付け要領改正に基づく追加]

(答)

肥料原料の調達が不安定な状況が継続する中、農業物価統計の8月分の肥料価格は対前年比38.4%上昇と高騰しており、生産現場の肥料のコスト低減に向けた取組を一層広く展開していくことが喫緊の課題となっています。

このため、取組実施者が主体となり、参加農業者からの依頼を広く募って自ら土壌診断等を行うことも推進を図ることとし、この場合の取組実施者の経費も支援対象とすることとしたところです。

問10-2 取組実施者が土壌診断を行う場合、何が経費として計上できるのでしょうか。 「注:令和4年11月22日付け要領改正に基づく追加]

(答)

本事業における取組に要する、50万円未満の備品費、土壌分析に要する試薬等の消耗 品費、土壌分析・施肥設計を行う方の賃金(本事業の業務を行うために雇用した者の み)、取組実施者が施肥設計を外注する分の役務費などが定額で支援対象となります。

【11 その他】

問11-1 環境保全型農業直接支払交付金(堆肥の施用)の対象者が、本事業に申請する ことは可能ですか。

(答)

他の事業と重複する経費は補助対象外としていますので、環境保全型農業直接支払交付金(堆肥の施用)の対象者が、肥料コスト低減体系緊急転換事業において「堆肥の施用」で申請することはできませんが、例えば、環境保全型農業直接支払交付金(緑肥)の対象者が、肥料コスト低減体系緊急転換事業において「局所施肥技術」で申請することは可能です。

問11-2 帳簿は他の経理と区分しますが、口座も別にする必要がありますか。

(答)

口座も別のほうが望ましいですが、きちんと区分できるのであれば、必ずしも別にする必要はありません。

問11-3 補助事業の予算額を上回る申請があった場合には、どうなるのですか。

(答)

公募結果を基に都道府県協議会への予算の配分額を決定しますが、公募結果が補助事業の予算額を上回っていた場合には、公平性を期すため全国一律の割合で減額して都道府県協議会に配分することになります。

都道府県協議会は、公募で取組実施予定者から提出された取組計画書を審査し、国から配分された予算の範囲内で採択者を選定することになります。その際、ポイント獲得上位者から採択するか、又は補助率を下げて全員を採択するかは、都道府県協議会の裁量で決めることができます。

(以上)